

武蔵野市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

武蔵野市教育委員会職員職名規則（昭和54年4月武蔵野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（職務名） 第5条 （略） 2 前項の職員を除く職員の職務名は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 技術系 一般技術及び栄養士 (3) （略）	（職務名） 第5条 （略） 2 前項の職員を除く職員の職務名は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 技術系 一般技術（ <u>土木、建築、電気、機械、環境及びシステム工学</u> ）、 <u>一般福祉</u> 及び栄養士 (3) （略）	字句の追加

付 則

この規則は、公布の日から施行する。